

## 4 上級免許状を取得する方法

### (1) 2種免許状から1種免許状を取得する場合

所要資格		特支	別表7-2
授与を受けようとする免許状		特別支援学校教諭 1種免許状	<p>注1 経験年数は、有することが必要な免許状取得後に、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域（以下「免許状教育領域」という。）を担任する特別支援学校の教員として勤務した期間。</p> <p>注2 最低修得単位数は、有することが必要な免許状取得後に修得した単位とする。</p> <p>注3 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」の単位は、全ての領域について共通に使用できる。</p> <p>注4 特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域について、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとする。なお、免許状教育領域の科目は、それぞれの領域を「中心となる領域」として設定された科目を修得すること。</p> <p>(1) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて2単位以上（それぞれの事項を含む。）。</p> <p>(2) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて1単位以上（それぞれの事項を含む。）。</p> <p>注5 免許状教育領域ごとに必要な単位を修得すること。</p> <p>* 視覚・聴覚の2領域を定める場合、それぞれ2単位以上計4単位以上を修得する。</p> <p>* 知的・肢体・病弱の3領域を定める場合、それぞれ1単位以上計3単位以上を修得する。</p> <p>注6 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項（以下「重複・LD等領域」という。）のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。なお、「重複・LD等領域」については「中心となる領域」として設定された科目を修得すること。</p>
有することが必要な免許状		特別支援学校教諭 2種免許状	
経験年数 注1		3年	
最低修得単位数 注2		6	
特別支援教育の基礎理論に関する科目 注3		0	
所要 の 単 位	特別支援教育領域に関する科目 注4 注5	視覚 聴覚 知的 肢体 病弱 ----- 2 2 1 1 1	
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 注6	2	
	自由選択科目	合計単位数が6単位に満たない場合は、「特別支援教育に関する科目」の中から選択して、合計6単位以上となるように修得する。	
	合計単位数	6単位以上	

【単位の修得例】～特別支援学校教諭1種免許状～

授与を受けようとする特別支援教育領域		知的障害者	知的障害者 肢体不自由者	知的障害者 肢体不自由者 病弱者	視覚障害者
最低修得単位数		6			
所 支 援 教 育 の 単 位	特別支援教育の基礎理論に関する科目	0	0	0	0
		特別支援教育領域に関する科目	知的障害者 1	知的障害者 1 肢体不自由者 1	知的障害者 1 肢体不自由者 1 病弱者 1
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目				
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	2	2	2	2
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	「重複・LD等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し、視覚・聴覚・肢体・病弱者の領域を含む科目を修得する。	「重複・LD等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し、視覚・聴覚・病弱者の領域を含む科目を修得する。	「重複・LD等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し、視覚・聴覚の領域を含む科目を修得する。
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
自由選択科目	3	2	1	2	
合計単位数	6	6	6	6	